

沖縄振興特別措置法施行令（抜粋）

（平成14年3月31日政令第102号）

最終改正：平成18年1月27日政令第11号

第5章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等

（大規模跡地の要件）

第34条 法第98条第1項に規定する政令で定める規模は、3百ヘクタール以上とする。

2 法第98条第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) その土地が一団の土地であること。

(2) その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

（特定跡地の要件）

第35条 法第101条第1項に規定する政令で定める規模は、5ヘクタール以上とする。

（大規模跡地給付金の支給の手続等）

第36条 法第103条第1項に規定する大規模跡地給付金（以下この条において単に「大規模跡地給付金」という。）は、基準日以後1年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

5 法第103条第1項後段に規定する政令で定める大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第98条第1項に規定する大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める期間とする。

（特定跡地給付金の支給の手続等）

第37条 法第104条第1項に規定する特定跡地給付金（以下この条において単に「特定跡地給付金」という。）については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

2 法第104条第1項後段に規定する政令で定める特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第101条第1項に規定する特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定める期間とする。